

【ご利用料金】

【基本料金】

介護保険1割負担の場合（※一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が負担割合に応じた金額になります。）

	項目	金額	備考
基本	介護予防訪問リハビリテーション費	298円/回	通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が計画的な医学管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合

	項目	金額	備考
加算	短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は要支援認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円/回	指定介護予防訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合
	12月超減算	30円/回	利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合1回につき30単位を所定単位数から減算する。
	口腔連携強化加算	50円/月	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を所定単位数に加算する。
	退院時共同指導加算	600円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
	介護職員等処遇改善加算	合計単位数 ×15/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。